

見直し項目 新旧対照表

項目	新	旧	考え方
入所要件 (就労)	市内に住所を有し、小学校1年生から6年生までの児童で、保護者(満65歳未満の同居の親族を含む)が次のいずれかに該当する児童です。 (1) 昼間居宅外等において1日につき4時間以上(平日においては、勤務終了が午後2時以降)、かつ週3日以上就労を常態にしている ただし、長期休業期間中においては、勤務終了時間は午後1時以降可とする。 (2)～(4) (略) ※疾病、介護、その他	市内に住所を有し、小学校1年生から6年生までの児童で、保護者(満65歳未満の同居の親族を含む)が次のいずれかに該当する児童です。 (1) 昼間居宅外等において1日につき4時間以上(平日においては、午後1時から午後3時までの時間帯を含む)、かつ月13日以上就労を常態にしている (2)～(4) (略) ※疾病、介護、その他	・小学校の下校時間、保護者の通勤時間を考慮し、平日は午後2時以降の勤務終了とする。 ・長期休業期間は、これまで通り、午後1時以降。 ・就労日数の月13日以上は、5週目がある月もあることから、従来から受付可として運用してきた、勤務日数が週3日の取扱いを分かりやすくする。
入所要件 (求職活動)	例年11月から受け付ける、次年度申込時のみ申込可。ただし、児童クラブ利用までに就労証明書の提出が必要。	通年で申込可。	・年度途中の随時申込は、就労予定の証明書で申込を受け付ける。
入所選考基準	・小学1・2年生は、保護者の状況に関わらず、学年が低い児童から入所 ・小学3年生以上は、保護者の就労状況等を点数化した入所指数の合計が高い順に入所 ※1・2年生で順番付けが必要な場合は同じ	・保護者の状況に関わらず、学年が低い児童から入所 ・児童の学年が同じ場合は、保護者の就労状況等を点数化した入所指数の合計が高い順に入所	・小学3年生以上は、ランドセル来館の利用も可能なため、学年に関わらず、保護者の帰宅時間が遅いなど、利用の必要性が高い、入所指数の高い児童・家庭からの案内とする。 ※一斉申込期限後は、先着順のまま
長期休業期間 中の入所調整	・全ての小学校区で利用希望者の申込みを受け付ける ・希望者を受け入れるため、校区を越えた入所調整と一定程度の定員超過での入所案内を行う。 ※申込時に希望クラブの順位の記載を求める。 ※新年度の春休み期間は除く。	・原則、通年利用と同様の取扱い ・児童クラブ待機児童が生じているなど、定員に空きがない小学校区は利用申込できない。	・校区により、定員超過で申し込みもできない状況の改善を図る。 ・学校の授業が無く、クラブの必要性が高くなる長期休業期間は、保護者による送迎となるため、校区を越えてでも全ての希望者を受け入れることができる体制(人員配置等)を整える。
長期休業期間 における児童 館でのお弁当	廃止	次の全てを満たす児童は、長期休業期間に限り、お弁当の持参可。 ・ランドセル来館を利用している ・保護者の就労等により家庭が留守宅となる ・定められた時間・場所でのみ喫食することを遵守できる ・持参した弁当を自身で管理することができる	・児童福祉施設に求められる食の安全体制として、現在の児童館の体制等で十分に対応することが困難。 ・長期休業期間は、保護者が留守の状況で児童が長時間自宅で過ごすことになり、昼食場所に不安を抱える家庭があることへの対応は必要。 ・この対応としても、希望する全ての児童を児童クラブで受け入れる。